

工 所 争 議 の 眞 相

三石ノ伴三郎とハ全議団は只委員被選請...

東京行洋行 町屋町下町一丁目十番地
明治三十四年五月二十日
武井海松
明三十四年五月二十日

千葉氏が、大正十四年池貝一族の不正にあきれ返つて分離した當時千葉氏の投資額金百三十六萬餘圓は一時會社の負債として扱つたが、今日では死んどその大半を返還した事實。従つて今日では池貝鐵工所は完全に池貝同族の私有物であり、そこで得た金は凡て池貝一族の豪華な生活の費用となり、また財産に繰り込まれるのだ。それだからこそ、池貝の會社は社長、部長、係長等「長」の付く者はみな池貝の親戚又は親子兄弟のみの獨占するところとなつて居る。

そこで實例に照して見やう!! 【實例の三】
池貝鐵工所の公積金本金六百萬圓と稱へて居るが、一掃拂込現在はその半額に過ぎない。

機械でも依然として△級以下七種に區分し、一時一圓五拾錢より一圓二拾錢乃至三十錢までの償却を天引して、(脱稅的に)池貝重役のホツホツに繰込むと言ふ暗黒取引が行はれ、外に資本の配當、利益の配當等々二三重に天引きするのが池貝の現在の經營方針とすれば、正にか様な悪辣な經營方法はあるまい。

二、池貝鐵工所の争議の原因!!

池貝の會社の組織、内容は前述の如くであるにも拘らず、大正十二年以來今日まで全く無配當である。尙稱する形知らずの池貝の重役どもは黙然にしてまた巧妙にも、今日の不況は會社存続の危機であると同大に稱へて一般従業員に無理矢理に買金引下げ(勞働條件の悪化)を次から次へと強要して来たのだ!!

以下にあげるのは昭和六年一月以前の池貝鐵工所の社長、並に今井一派の悪辣巧妙無慈悲なる勞働條件の悪化と買金引下げとを持つて従業員に對して黙然挑戰した事實である。全労働者市民諸君に對して真正公平なる批判を求めると共に、成上り者で身の程を知らぬ池貝庄太郎と今井一派の非人達、不正、悪徳を暴露されしむことを希望する。池貝は左の如く勞働條件を悪化した。

- 一、一ヶ月當りの賃金(一ヶ月當りに就き日給一日分を)
- 二、一ヶ月當りの賃金(一ヶ月當りに就き日給二日分を)
- 三、一ヶ月當りの賃金(一ヶ月當りに就き日給三日分を)

一月二十日池貝鐵工所は突如として工場の内規を右の如く發表し、一般従業員の生活を動搖せしめて居る。
(イ)會社の都合に依り當日休業を命じたものは日給の七割を支給す!!
(ロ)會社の都合に依り前日休業を命じたものは日給の六割を支給す!!
(ハ)不登校に懲罰するものは日給だけとす
一月二十八日、昨年度の賃金に依る所屬、二十二名の解雇者を出す。

だが、この協定後の會社の實行方法は次の通りであつた。

- (イ)請負賃價一割五分の値下げにも拘らず、事實は三割乃至五割の値下げを實行した、そののみならず次第に請負作業を減少して、常備作業を頼め従業員の買金値下げを計画的に實行した。
- (ロ)従業員の生活は根柢から加ひやがせられ、度々、代表者を出してアイドル製菓廠の「協定」と異なる事實を會社に反省をうながしたが、會社は答へないのだ! それで委員は九月三十日までには暴下ことを決意した。

以上は會社の實狀に照らし従業員の生活程度を考へ、工場内の諸君の増進法を考慮して是非とも承認されたと信じて居るが、この協定の情と理とをついた内容に違ひに打算的な立構の會社側に理解されず、全然無慈悲なる回答をなしたのみならず「工場閉鎖」と「解雇」あるのみと従業員をオビヤカして来たのである。突如十月十九日、會社は「工場閉鎖」を實行し、且つ「七十五名の解雇」を發表して池貝庄太郎、今井四郎の腹の底はこの一點に於いてハツキリした、ここに當然争議は起つた。

池貝社長、今井社長はかくして自己の不正な非を重はんとして種々種々なチマを争議團に投げつける。
(イ)争議團は職場代表だ!
(ロ)暴行を働いた、品物をかくした
等々、吾々はか様な會社當業者の子供じみたチマは争議團として正々堂々たる行爲によつて實證するのみである。

十月月末の給料も言を左右に託して拂はないのだ従つて争議は持久戦となつた。今後なほ續々會社はあらゆるチマを持つて争議團を分裂切崩さうと試みるだらう。だが、争議團は池貝鐵工所創立以來の功勞者を含めて居るのだ。

即ち我等は斯の如き横暴、不誠意に對して必ず彼等が反省するの日まで、戦ひ抜くことを決意して居る。全労働者、市民諸君! 絶大な御後援を願ふ次第である。

池貝鐵工所争議團

(東京三田區町十五)